

令和5年度

社会福祉法人指導監査実施方針及び指導監査重点事項

(厚木市)

1 実施方針

社会福祉法の趣旨を踏まえ、法人の自律的な運営を前提として、経営組織のガバナンスの強化、法人運営の透明性の確保、適正かつ公正な支出管理等に主眼を置いた指導監査を実施します。

2 実施方法

(1) 一般監査

ア 定期監査

事前に提出された監査資料及び事務所等で保管している関係書類等に基づき、法人の事務所等において関係書類の審査及び関係者へのヒアリングにより運営状況を確認します。

イ 随時監査

法人運営等に問題が発生した場合、通報・苦情及び法人から提出される報告書類等の内容から法人の運営状況に問題があり調査が必要と認められる場合並びに指導監査指摘事項の改善状況の確認のため調査が必要と認められる場合等は、適宜、随時監査を行います。

(2) 特別監査

運営等に重大な問題を有し、又は度重なる一般監査によっても改善が認められない法人を対象として改善が図られるまで重点的かつ継続的に実施します。

3 指導監査重点事項

(1) 法人組織・運営の適正化

ア 評議員、評議員会に関する事項は適正に行われているか。

(評議員の選任、評議員会の招集・運営・決議、議事録、特別利害関係の確認など)

イ 理事・監事、理事会に関する事項は適正に行われているか。

(理事・監事の選任、理事会の招集・運営・決議、議事録、特別利害関係の確認など)

ウ 理事長への権限委任等は適正に定められているか。

(理事長等専決の範囲が明確に定められているか、定款施行細則(専決規程)に従って行っているか、理事長等の職務執行状況の報告が適正かなど)

エ 事業内容等の変更に伴い、定款変更の手続が適切にされているか。

- オ 評議員、役員（理事、監事）の報酬に関する事項は適正か。
（報酬等支給基準の内容が適正か、報酬の支給は基準に照らして適正か、
理事等の報酬の総額が評議員会の決議で定められているかなど）
- カ 利益相反取引について法人関係者への特別の利益供与となっていないか、理事会で明確な議論がされているか。
- (2) 資産管理の適正化
- ア 基本財産の処分、貸与又は担保に関する手続は適切か。
- イ 財産の管理運用は安全確実な方法で行われているか。
- (3) 会計処理の適正化
- ア 会計帳簿類の整備、各種台帳の作成等、関係法令や国通知、経理規程に基づいて適正な会計処理を行っているか。また、業務との関連性など法人として支出根拠を明確にした適正な支出がされているか。
- イ 物品購入や業務委託、工事等の契約に当たって、経理規程に基づいて競争入札や複数業者による見積合わせ等を行っているか。また、随意契約は適正か。
- ウ 施設における利用者預り金及び寄附金等の管理は適正か。
- (4) 事業運営の透明性
- 定款、現況報告書及び役員報酬基準等、備置き・閲覧、公表が義務付けられている書類は、適正に備置き・閲覧、公表されているか。

4 実施計画

新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況によっては、実施時期等について柔軟に対応することとします。

- (1) 令和5年度に一般監査を実施する法人
- ア 令和4年度に一般監査を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により未実施となっている法人
- イ 令和2年度以前に一般監査を実施した法人（令和4年度に実施済みの法人を除く。）
- ウ 随時監査が必要な法人
- (2) 実施時期
- 令和5年10月から令和6年3月まで
- (3) その他

監査実施対象の法人には、個別に、おおむね実施日の1箇月前までに予定の日程を連絡します。なお、当該日程が法人の行事等と重なり実施困難な場合は、法人からの申出により別途日程調整の上、実施します。